

令和4年の年末調整**1. 年末調整とは**

年末調整とは、本年中の給与所得に対する税額を皆様の申告に基づいて算出し、毎月のお給料から徴収納付している源泉所得税額との差額を調整する手続きです。なお以下の方は年末調整の対象となりません。

- ・本年中の主たる給与の収入額が2,000万円を超える方
- ・2ヶ所以上から給与の支払いを受けていて、他の給与支払者に「扶養控除等(異動)申告書」を提出している方
- ・会社に「扶養控除等(異動)申告書」を提出していない方

2. 令和4年の変更点**(1) 控除証明書の電子データ提出の適用範囲が拡大**

令和2年以降、申告書類の電子化要件が緩和されており、年末調整で提出する控除証明のうち、「生命保険」「地震保険」などの控除証明書、「住宅ローン控除証明書」などが電子データで提出可能となっていますが、今年より新たに「社会保険料控除」「小規模企業共済等掛金控除」の控除証明についても電子データでの提出が可能になります。

(2) 住宅ローン控除の控除率、適用期間の変更

住宅ローン控除の適用期限は令和3年の12月31日とされてきましたが、令和4年の税制改正で令和7年の12月31日まで期限が延長されることになりました。これに伴い、住宅ローンの額面上の上限額や控除額が変更となりました。

※ 令和5年1月以降の変更点**非居住扶養親族の扶養控除の適用除外**

所得税法の被保険者対象となる親族の要件が変更になりました。国外に居住する「非居住者」の親族のうち、控除の対象となる扶養家族の範囲から「30歳以上70歳未満」の非居住者が除外されます。

ただし、30歳以上70歳未満の非居住者でも下記に該当する人は現行の通り扶養控除の対象となります。

イ 留学生

ロ 障がい者

ハ 扶養控除の適用を受けようとする居住者から生活費や教育費等で38万円以上の送金を受けけている者

また、イに該当する場合は扶養控除等申告書の受領時に留学ビザ等の相当書類を、ハに該当する場合は年末調整時に送金を証明する確認書類を提出して適用対象者である証明をおこなう必要があります。ロに関しては提出書類は不要です。

3. 提出書類について(11月末日を目処に提出してもらいましょう)**(1) 「令和4年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」**

年末調整は、この申告書に基づいて行います。本年中、内容に変更のない方も必ず提出してください。

(2) 「令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」

来年の給与計算を、この申告書に基づいて行います。

(3) 「令和4年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」

本人及び配偶者の所得について記入します。

(4) 「令和4年分 給与所得者の保険料控除申告書」

保険料控除については、各計算式に基づいて控除額を申告してください。

① 生命保険料(一般・介護・個人年金)

② 地震保険料・旧長期損害保険料

③ 社会保険料控除

家族の分の国民健康保険料・国民年金の保険料をあなたが納付している場合、令和4年1月から令和4年12月中に支払った額を記入して下さい。

(5) 住宅借入金等特別控除申告書

税務署から発行された「令和4年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」にて控除額を申告してください(住宅取得後最初の申告については、確定申告してください)。

連帯債務で持ち分割合のある方はその内容、また負担割合に応じた金額を正しく記載してください。

※ 金融機関から送付された借入金の残高証明書を必ず添付してください。

※ 住宅ローンの借り換えをされた方は、元ローンの借り換え時残高がわかる書類を添付してください。

(6) 前職の「令和4年源泉徴収票」

※ 今年中途入社された方は必ず提出してください(提出のない方は年末調整できません)